

創業を支援するための資金

事業の概要

金融機関を通じて、創業に必要な資金を融資する制度です。

内 容

【融資対象者】

- ①事業を営んでいない個人が、1 か月以内(※)に新たに事業を開始する場合、または事業を開始した日以後 5 年未満の場合
 - ②事業を営んでいない個人が、2 か月以内(※)に新たに会社を設立する場合、または設立した日以後 5 年未満の場合
※支援創業関連保証を適用する場合は 6 か月以内
 - ③会社が自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立する場合、または設立した日以後 5 年未満の場合
- ※①、②で新規に創業する場合、自己資金を有していることが要件となる場合あり

【資金用途】

運転資金及び設備資金

【貸付限度額】

3,500 万円(新規に創業する場合、適用される保証によっては、自己資金を融資限度額とする場合あり)

【貸付期間(据置期間)】

運転:10 年以内(2 年以内) 設備:10 年以内(2 年以内)

【利率】

1.55%

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部商工金融課 電話:022-211-2744